

7 徴兵猶予に関する請願書・附英吉利法律学校規則

(明治二十年七月)

(欄外注記)

明治二十年七月十九日受  
日出

学務課主任 大東重善(印)

知事(代理・書記官)(孝) 第二部長 学務課長(元田印)

私立学校中徴兵猶予ニ関スル取調之件

按

文部大臣

知事

私立東京専門学校

英吉利法律学校

本年御省第五号之訓令ニ付テハ過般来取調中之処今般前記二校ヨリ別冊之通当庁へ出願候ニ付篤ト実況取調候ニ二校トモ御省第五号之訓令ニ該当スルモノト認定候、尤英吉利法律学校生徒中校外生ハ別格之者ニ有之候条御含相成度其他ノ状況等ハ別冊当庁へノ願書ニ記載スル通ニテ別ニ不都合之廉無之候条直ニ別冊ヲ添へ此段稟申候也

追テ此外ニテ現今取調中之者三四校有之不日何分上申之都合ニ候

理由

前記二校ニ付テハ詳細取調候処文部省訓令第五号ニ該当スルモノト被考候条本按ヲ草ス但外三四校現今取調中ニ付不日何分可相伺候

文部省訓令第五号

北海道庁 府県

区町村立私立学校ニシテ徴兵令第十一条第十二条第十八条第二  
項第十九条第二十条第三項第五項官立府県立学校同等ノ学校ト  
認ム可キモノハ左記ノ事項ニ該当スルヲ要スル儀ニ付該事項ヲ  
具備スルモノアリト思考スルハ其状況ヲ稟申ス可シ

明治二十年三月三十一日

文部大臣 森 有礼

一 入学ノ生徒ハ尋常中学校ノ如キ成規アルモノヲ除クノ外高等  
小学校卒業ノモノ若クハ之ニ均シキ学力ヲ有スル者タル可  
キ

一 学校長及教員任免ノ方法一定確實ナルコト

一 授業料束脩等ノ如キ予メ確定シ難キ収入金ヲ除キ毎年ノ費金  
中弐千四百円以上ハ全ク資本ノ利子ト認メ得ヘキモノアルコト

(欄外注記1)

「判決七月二十日」「送達七月二十一日・第五〇一三号」

(表紙)  
一、請願書

英吉利法律学校之儀ハ私共ニ於テ共同設立ノ上管理致来候処昨  
年十二月帝国大学ノ特別監督ニ付セラレ尋テ本年五月司法大臣  
ヨリ毎年金五千円ヲ下賜スルノ恩命ヲ辱フシ旁以テ大ニ本校全  
体ノ規模固定致候ニ付テハ本年文部省訓令第五号ヲ以テ定メラ  
レタル諸事項ニ該当致候者ト相心得別紙諸規程類取調上申仕候  
間御詮議ノ上府県立学校同等ノ学校ト御認定被成下度此段一同  
連署奉願候也

明治二十年七月

英吉利法律学校創立員総代

ハリストル	増嶋六一郎(印)
法 学 士	高橋 健三(印)
從 六 位	菊池 武夫(印)
米国法律学士	正 六 位
正 七 学 位	伊藤 悌治(印)
正 七 学 位	土方 寧(印)
從 七 学 位	從 七 学 位
從 六 学 位	山田喜之助 k.y.
從 六 学 位	正 七 学 位
正 七 学 位	松野貞一郎(印)
法 学 士	岡山 兼吉(印)
ハリストル	正 六 学 位
不在ニ付松野貞一郎代印	岡村 輝彦(印)
從 六 学 位	藤田隆三郎(印)
從 六 学 位	正 七 学 位
正 七 学 位	奥田 義人(印)
從 七 学 位	江木 衷(印)

東京府知事男爵 高崎五六殿

別紙

一、本校規則書

卷部

一、校長及教員就職ノ方法

本校ハ左ニ記載セル人々ノ共同設立スル者ナリ  
(貼紙下)(組織スル者ナリ)

増 島 六一郎	高橋 健三
菊池 武夫	伊藤 悌治
土方 寧	山田 喜之助

松野貞一郎 岡山兼吉

岡村輝彦 藤田隆三郎

奥田義人 江木衷

元田肇 波谷慥爾

大谷木備一郎 高橋捨六

馬場愿治 関直彦

小村寿太郎 金子堅太郎

東三条公恭 坪井九馬三

植村俊平 戸水寛人

中橋徳五郎

校長ハ互撰スルモノニシテ授業及教務ノ事ハ設立者各自ニ之ヲ担任シ其他内外法律学士及法官等ニ一科若クハ数科ノ授業ヲ囑托ス

囑托講師左ノ如シ

工藤則勝 三阪繁人

中村元嘉 寺島直

イーストレーキ シドモール

リッチフィールド

一、学校位置敷地建物 図面一葉添

神田区錦町二丁目二番地

地面 八百拾八坪余

建家 本屋貳百六拾三坪五勺

長家 七拾七坪八合七勺五才

土蔵 五坪

但シ文庫ニ用ユ

一、財産

学校敷地並家屋見積代価壹万五千元

但学校家屋ノ内半部ヲ東京英語学校ヘ貸与ス毎月ノ家賃六拾

円

司法省下賜金毎年五千元

書籍〔原書百七拾部  
訳書二百九拾五部〕

外ニ原書翻刻物壹万〇〇八拾五冊

一、生徒ノ員数 壹千七百三拾八人

校内生

第一科第一年級 三百貳拾貳人

同 二年級 百拾貳人

同 三年級 貳拾五人

第二科一年級 百七拾貳人

校外生

第一年級 六百八拾五人

第二年級 四百貳拾貳人

一、負債

学校家屋ヲ抵当トシテ現在残余ノ負債九百円

一、一ヶ年経費收入支出概算 (前二ヶ年ノ平均額)

金九千六百貳拾七円八拾銭 収入 但一ヶ年

内訳

金七千四百七拾貳円 授業料

金六百四拾八円 束脩

金九百円八拾銭 講義録売捌代  
 金六百七円 英文法律書売捌代  
 金八千五百九拾六円九拾五銭 支出 但一ヶ年

内訳

金五百七拾九円七拾銭 書籍器械費  
 金五拾三円四拾銭 營繕費  
 金千三百拾三円〇三銭三厘 雇員給料  
 金四百九拾六円〇四銭 雜費  
 金貳千三百〇四円八拾九銭老厘 印刷費  
 金三千五百六拾七円六拾八錢四厘 臨時費  
 金貳百八拾貳円貳拾錢貳厘 新聞広告料  
 差引千〇三拾円八拾五銭 収入超過  
 右収入超過金額及毎月家賃六拾円トヲ以テ右負債償却ニ充ツルモノトス

履歴書

日本橋区檜物町六番地

東京府士族

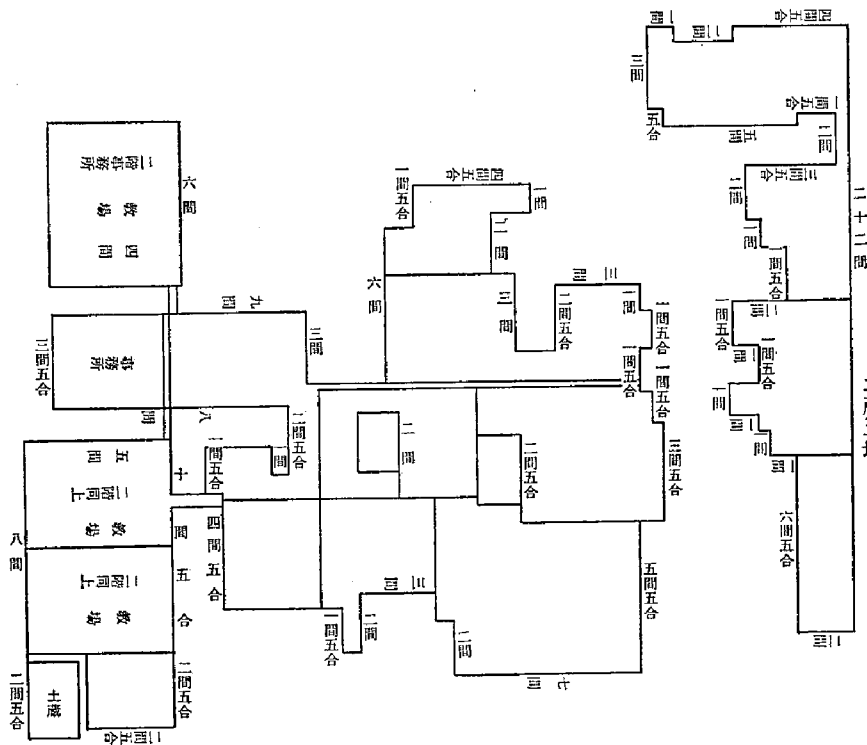
増島六一郎

安政四年六月生

一明治十二年七月東京大学法学科ヲ卒業シ法学士ノ学位ヲ受ク  
 一明治十二年二月東京大学予備門ノ教授ヲ嘱托セララル  
 一明治十二年十月英京倫敦ニ留学シ十六年五月同府「ミッドル  
 テンプル」ニ於テ三ヶ年間英吉利法律修業ノ上「バリストル」

英吉利法律学校所有家屋敷地

地面八百十八坪余  
 建家本屋二百六十三坪五勺  
 長屋七十七坪八合七勺五才  
 土蔵五坪



図面中教場等ノ名目記入ナキ分ハ  
 英語学校ニ貸渡シタル部分ナリ

ノ学位ヲ受ク同十七年七月廿二日帰朝

一明治十七年九月一日代言免許ヲ受ケ引続キ營業

一賞罰ヲ受ケタルコトナシ

一自ラノ訴訟ニ関シタルコトナシ

一身分限ノ処分ヲ受ケタルコトナシ

〔表紙〕  
明治二十年三月改定

英吉利法律学校規則 完

東京神田区錦町二丁目二番地

英吉利法律学校

本年度則チ明治二十年四月ヨリ本校へ毎年五千円宛司法省ヨリ  
下賜セラレ候

明治二十年五月

英吉利法律学校

創立旨趣

方今未英米法律ノ長所タル法律実地応用ノ道ニ通スル者甚渺ナ  
シ是蓋講師ノ数全キヲ得テ其全科ヲ教フル所ナキト其濫奥ヲ極  
ムルニ足レル書籍ナク又法律書庫ノ設ナキトニ由ラスンハアラ  
ス而シテ世間往々英米法律ヲ教授スルノ校舎ナキニアラスト雖  
氏或ハ仏国ノ法律ヲ兼修セシメ或ハ専ラ英米法ヲ攻究スルモ專  
一ノ力ヲ其全体ニ及ホシ以テ実地応用ノ素ヲ養フモノ未曾テ之  
アルヲ見ス是レ常ニ英米法学者ノ慨嘆スル所ナリ余輩玆ニ見ル  
所アリ数多ノ英米法学者相集マリテ英米法律ノ全科ヲ教授シ其  
書籍ヲ著述シ其法律書庫ヲ設立スルノ目的ヲ以テ本校ヲ設置ス

明治十八年七月

英吉利法律学校

其校今般特ニ帝国大学総長ノ監督ニ属セラル、旨文部大臣ヨリ  
被相達候条此旨心得ヘシ

但文部大臣ヨリ帝国大学ニ達セラレタル私立法律学校特別監  
督条規一部ヲ交附ス

明治十九年十二月二日

東京府知事 高崎五六

文部省ニ於テハ今回私立法律学校特別監督条規ヲ設ケ乃東京府  
下ニ在ル専修学校、明治法律学校、東京専門学校、東京法學  
校、英吉利法律学校、ノ五校ハ帝国大学総長ヲシテ特ニ之ヲ監  
督セシムルコトトセリ其条規左ノ如シ(文部省報告)

私立法律学校特別監督条規

第一条 文部大臣ハ東京府下ニ於テ適當ナリト認ムル私立法律  
学校ヲ扱ヒ特ニ帝国大学総長ヲシテ之ヲ監督セシムルコトア  
ルヘシ

但本文ノ学校ト雖尚一般私立学校ノ例ニ依リ地方官ノ管理  
ヲ受クヘキハ勿論タルヘシ

第二条 帝国大学総長ノ監督ニ属スヘキ私立法律学校ハ必要ノ  
普通学科ヲ修メタル者ヲシテ入学セシメ三年以上ノ課程ヲ以  
テ左ノ三科ノ一ヲ教授スルモノタルヘシ

但各科ニ掲クル法律中帝国ニ於テ既ニ制定頒布アリタルモ  
ノハ主トシテ之ヲ教授シ外国法ハ傍ラ之ヲ対照スヘキモノ  
トス

仏蘭西法律科

第一年 法学通論 民法(人事篇) 私権、身分証書 住所、失踪、婚姻、離婚、父タルコト養子、父権、幼者、後見、丁年者、禁治産、裁判上ノ補佐人○同(財産篇) 財産區別、所有権、収実権、地役○刑法 第二年○民法 時効、契約、売買、交換、賃貸、附托偶生契約、代理、和解、会社  
○訴訟法○治罪法 第三年○民法、保証、質、書入質、先取権、相続、贈遺、遺囑、婚姻、財産、契約○商法  
○擬律擬判

獨逸法律科

第一年 法学通論○民法人權○同物権○刑法  
第二年 民法、契約、親族、財産、相続○商法○裁判所構成法○治罪法  
第三年 訴訟法○海上法○為替法○保險法○破産法○擬律擬判

英吉利法律科

第一年 法学通論○契約法○私犯法○代理法○刑法  
第二年 親族法○組合、会社法○動産委托、売買法○財産法○治罪法  
第三年 破産法○証拠法○保險法○訴訟法○流通証書○商船法○擬律擬判

第三条 帝国大学総長監督ニ属スル私立法律学校ノ為メニ帝国大学総長ハ法科大学職員ノ中ヨリ委員ヲ撰定シ常時及試験ノ時ニ於テ該学校ヲ臨監セシムルモノトス

第四条 該私立法律学校校主ハ毎月三日迄ニ其月ノ課業時間割表ヲ帝国大学ヘ差出ヘキモノトス

第五条 該私立法律学校ニ於テ定期試験ヲ行フトキハ少クトモ三日以前ニ校主ヨリ其科目及時間割表ヲ帝国大学ヘ差出スヘキモノトス

第六条 該私立法律学校ニ於テハ每定期試験第二週内ニ其成績表ヲ製シ校主ヨリ帝国大学ヘ差出スヘキモノトス

第七条 該私立法律学校ノ卒業生ニシテ帝国大学総長ニ於テ優等ナリト認メタル者ハ法科大学ニ於テ司法官吏立合ノ上更ニ試験ヲ為スコトアルヘシ此場合ニ於テ試験及第ノ者ニハ及第証書ヲ交付ス

第八条 帝国大学総長ハ委員ノ報告ニ因リ該私立法律学校主ニ学科課程及教授等ノ改正ヲ諭告スルコトアルヘシ

英吉利法律学校規則目錄

第一章	總則	一
第二章	学年、学期、休業	六
第三章	学生及校友	八
第四章	入学、在学、退学	九
第五章	証書	一三
第六章	学期及学年試験	一四
第七章	校外生規則及ヒ附則	一七
第一款	講義録	同
第二款	校外生入学在学規則	一八

第三款 校外生質問規則及ヒ附則

二一

第八章 書庫規則

二三

第一款 閲覧室規則

二三

第二款 図書携出規則

二六

第三款 第二科教科書貸与規則

二七

○

校外生月謝納付手續

二八

教場心得

二九

事務章程

三〇

講師姓名

三三

事務員姓名

三五

卒業生姓名

三六

英吉利法律学校規則

第一章 総則

第一条 目的

本校ハ帝国法律ノ実地応用ヲ練習セシムルヲ目的トシ本邦制定ノ法律ヲ教授スルノ外広ク法理ニ通達スル為メ邦語又ハ原書ヲ以テ英吉利法律学ヲ講究スルモノトス

第二条 学科

本校ノ科程ヲ分チテ第一科第二科トス第一科ハ邦語ヲ以テ法律ヲ教授シ第二科ハ英米ノ原書ヲ以テ法律ヲ教授ス

第三条 課目

第一科ノ課目左ノ如シ

○第一学年

一 法学通論

一 契約法

一 私犯法

一 親族法

一 刑法

一 代理法

一 動産委託法

一 組合法

一 英語学

前期

一 習字

電信局出版 習字書

一 綴字

鈴木重陽著 スペラー

一 素読

ウイルソン氏 プライマー

一 訳読

ウイルソン氏 第一読本

ウイルソン氏 第二読本

後期

一 習字

電信局出版 習字書

一 綴字

ウエブスター氏 スペルリングブック

一 素読

サンダー氏 第三読本

一 文法

スウキンソン氏 小文法書

一 訳読

パーレー氏 万国史

参考科

一 英吉利刑法

一 論理学

○第二学年

一 売買法

一 動産法

一 不動産法

一 会社法

一 流通証書法

一 証拠法

一 治罪法

一 訴訟法

一 商船法

一 判決例

一 擬律擬判

一英語学

前期

一書取 一作文

一素読 スマイルス氏 自助論

一訳読 スウキンソン氏 万国史

後期

一書取 一作文

一素読 スウキンソン氏 万国史

一訳読 フォーセット氏 小経済書

参考科

一財産法 一米国法律 一訴訟演習

○第三学年

一保険法 一破産法 一訴訟法

一羅馬法 一衡平法 一法理学(沿革、分析)

一擬律擬判 一国際公法 一国際私法

前期

一作文 マコーレー氏 ヘスチング伝

一素読 ギゾー氏 文明史

一訳読 ミル氏 代議政体

後期

一素読 プラクストン氏 小英法註釈

一訳読 テリー氏 法律原論

参考科

一憲法 一行政法 一財産法

一動産差押法 一訴訟演習 一米国法律

第二科ノ科目左ノ如シ

○第一学年

一テリー氏 法律原論 一アンソン氏 契約法 一アンダーヒル氏 私犯法

一ケント氏 親族法 一ストリー氏 代理法 一ポロック氏 組合法

一ストリー氏 動産委託法 一刑法

参考科

一ハリス氏 英国刑法 一セボン氏 論理学

○第二学年

一ベンジャミン氏 売買法 一ウイリアム氏 財産法 一グリーンリーフ氏 証拠法

一ケント氏 会社法 一パイル氏 流通証書法 一オリバー氏 商船法

一治罪法 一スミス氏 訴訟法 一擬律擬判

一判決例

参考科

一訴訟演習



○第三学年

一 財産法 一 破産法 一 保険法

一 スネル氏 一 スミス氏  
一 衡平法 一 訴訟法

一 法 理 法  
一 マークビー氏  
一 法 理 原 論  
一 メイン氏  
一 法律沿革論

一 ハンター氏小ノ分 一 ホール氏 一 ウェストレーキ氏  
一 羅 馬 法 一 国際公法 一 国際私法

参考科

一 憲 法 一 行政法 一 訴訟演習

第二章 学年学期休業

第四条 修業年限

第一科第二科共修業年限ヲ三年トス

第五条 学年

九月十一日ヨリ翌年七月十日マテヲ一学年トス

第六条 学期

一 学年ヲ分チテ二学期トス左ノ如シ

自九月十一日 第一学期  
至翌年二月十日

自二月十一日 第二学期  
至七月十日

第七条 休業

本校休業日左ノ如シ

自七月十一日至九月十日

自十二月二十六日至翌年一月六日

日曜日及大祭日

(加筆)  
〔毎日授業時間ハ午後二時ヨリ始メ午後九時ニ終フ〕

第三章 学生及校友

第八条 学生ノ等級

学生ノ等級ハ学年ノ数ニ準シテ第一年級第二級第三年級ノ三級ニ分ツ

第九条 学生ノ區別

第一科ニ入学スル者ヲ分チ校内生校外生トス

第二科ニハ校外生ヲ置カス

第十条 校内生、校外生

本校ニ通学シテ講義ヲ聴聞スルモノヲ校内生トシ本校ニ通学セズシテ本校出版ノ講義録ニ依リ脩業スル者ヲ校外生トス但校外生規則ハ別ニ之ヲ定ム

第十一条 員外生

必用ノ普通学科ヲ脩メタル証ヲ有スルモノニシテ臨時入学スル者ハ之ヲ員外生ト称シ第一級講義ヲ聴聞スルコトヲ得

第十二条 員外生受験

員外生ハ何時ニテモ入学スルコトヲ得ルト雖モ入学試験ノ際入學試験ヲ受ケ且正員ト同ク試験ヲ受ケ及第シタル者ニアラサレハ正員トシ第二級ニ編入セス

但本条ニ従ヒ正員トナリタル者ノ序次ハ其一年間ハ従来ノ正員ノ後ニ置ク者トス

第十三条 校内生ノ特権

校内生ハ本校ノ書庫ニ備付クル図書ヲ閲覧シ本校出版ノ講義録並ニ英文法律書ヲ実価ニテ買受ルコトヲ得

第十四条 校友ノ特権

就学証書又ハ卒業証書ヲ有スル者ハ本校々友トナシ常ニ本校ニ出入シテ講師ニ就キ学問上ノ質疑ヲ為シ若クハ本校書庫ノ図書ヲ閲覧スルコトヲ得

第四章 入学、在学、退学

第十五条 入学

本校ニ入学セント欲スル者ハ左ノ条件ヲ具フルコトヲ要ス

一 年齢十八歳以上ノ男子タル者

二 入学試験ニ合格スル事

三 必用ノ普通学科ヲ修メタルコト

二年級以上ヘ入学セントスル者ハ前条件ノ外ニ前級科目ノ試験ヲ受クルコトヲ要ス

但入学試験課目ハ其都度之ヲ広告ス

第十六条 入学期

定期入学ハ毎年七月九月ノ両度トス

但試験期日ハ其都度之ヲ公告ス

第十七条 入学申込証

入学セント欲スル者ハ本校ヨリ定式ノ入学申込証ヲ受取り指定ノ記入ヲ為シテ試験期日マテニ本校教務掛ヘ差出ス可シ

(下 札)

入学申込証雛形

入学申込証

拙者儀御校(第一)科第(一、二、三)年級へ入学仕度就テハ御試験ノ上御許可相成度候也

明治 年 月 日

宿所

族籍

姓 名 ④

年 齡

英吉利法律学校御中

第十八条 在学証

入学ノ許可ヲ受ケタルモノハ本校ヨリ定式ノ在学証ヲ受取り之ニ指定ノ記入ヲ為シ保証人ト連署シテ本校教務掛ニ差出ス可シ

在学証雛形



(第二科) 校内生在学証

拙者儀此度貴校第(一、二)年級へ入学被差許候上ハ在校中御規則堅ク相守リ可申候仍テ証書如此候也

明治 年 月 日

宿所

族籍

姓 名 ④

年 齡

前文(何某)在校中一切ノ事件ハ拙者引受可申候仍テ保証如此候也

宿所

族籍

保証人 姓名 ㊦

英吉利法律学校御中

第十九条 束脩

第一科又ハ第二科校内生ニ入学スル者ハ束脩金一円ヲ納ムヘシ

但校外生ヨリ校内生ニ移ル者ハ束脩ヲ要セス

第二十条 月謝

月謝ハ第一科第二科共ニ金壹円トス

第二十一条 退学

退学セント欲スル者ハ保証人連署ノ証書ヲ以テ其旨本校教務掛  
ヘ届出ツ可シ

二ヶ月以上無断欠席スル者ハ退学者ト看做シ学籍ヨリ削除スヘ  
シ

第二十二条 欠席

欠席一ヶ月以上ニ及フト雖モ予メ其旨届出テサル者ハ出席者ト  
看做シ月謝金ヲ徴収スヘシ

第五章 証書

第二十三条 就学証書

学年平均点数ニ合格点数以上ヲ得タル者ハ其学年ノ就学証書ヲ  
授与ス

就学証書雛形

何某本校第(一、二)年級ノ 課程ヲ履ミ試業ヲ完フセリ茲ニ 之ヲ証ス (課目) (受持講師姓名連印) (同) (同) (同) (同) 年月日 英吉利法律学校長(印)
--

第二十四条 卒業証書

三学年ノ就学証書ヲ得タル者ニハ卒業証書ヲ授与ス  
卒業証書雛形

何某本校ニ於テ法律学全科ヲ修 メ其業ヲ卒フ仍テ卒業証書ヲ授 与シ爰ニ之ヲ証ス爾後永ク本校 々友タルノ特權ヲ享有スヘシ 年月日 英吉利法律学校(印)
--

第六章 学期及学年試験

第二十五条 学期試験

各課目ニ付キ一学年ノ間ニ於テ少クトモ二回以上学期試験ヲ施  
行ス

第二十六条 学年試験

学年試験ハ毎年六月二十一日ヨリ施行ス

第二十七条 学期点数

一 課目ニ付キ一学年間ニ施シタル学期試験ノ点数ヲ加ヘ其試験ノ度数ニテ其和ヲ除シテ得タル数ヲ以テ学期点数トス

第二十八条 学期平均点数

一 学年間ニ於ル各課目ノ学期点数ヲ加ヘ其課目ノ数ヲ以テ其和ヲ除シテ得タル数ヲ学期平均点数トス

第二十九条 学年試験点数

一 課目ニ付キ一学年ノ終ニ施行スル試験ノ点数ヲ学年試験点数トス

第三十条 点数ノ価格

一 課目ノ学期点数ヲ二トシ学年試験点数ヲ一トス

第三十一条 学年点数

一 学年ノ終ニ於テ学期点数ニ二ヲ乗シ之ニ学年試験ノ点数ヲ加ヘ三ヲ以テ其和ヲ除シテ得タル数ヲ以テ其課目ノ学年点数トス

第三十二条 学年平均点数

一 各課目ノ学年点数ヲ加ヘ課目ノ数ヲ以テ其和ヲ除シテ得タル数ヲ学年平均点数トス

第三十三条 合格点数

一 六十点以上ヲ以テ合格点数トス

第三十四条 学期平均点数不合格

一 学期平均点数合格点ニ達セサル者ハ落第トス

第三十五条 及第、落第

一 毎学年ノ終ニ於テ左表ノ定規ニ拠リ学生ノ及第落第ヲ定ム

諸課目平均点数	学年試験ニ合格セザル課目ノ数	最下点	下最
六十以上	無		及
同上	一課目	五十以上	及 五十期点数 以下ナレハ
同上	一課目	五十以下	落 六十以上ナレハ
同上	二課目	五十以上	落 六十以上ナレハ 一科目ノ学期点数 六十以上ナレハ
同上	二課目	四十以上 五十以上	落 六十以上ナレハ 二科目共ニ学期点 数六十以上ナレハ
同上	二課目	五十以下	落
同上	三課目以上	六十以下 五十以上	落 学期平均点数 八十以上ナレハ
六十以下	一課目以上	六十以下	落

第三十六条 臨時試験

一 已ムヲ得サル事故ニテ学年試験ニ欠席シタル者ニシテ学期平均点数六十点以上ヲ得タル者ハ次学年ニ至リ臨時試験ヲ受クルコトヲ得

第三十七条 点数表

一 学期点数、学期平均点数、学年試験点数、学年点数、学年平均点数、ハ毎学年ノ終ニ其明細表ヲ作り之ヲ印刷ニ付シ各学生ノ保証人ニ配付ス

第七章 校外生規則

第一款 講義録

第三十八条 通則

一 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ為メ參校シテ親シク講義ヲ聴ク能ハサルモノ、便ヲ計リ校外生ノ制ヲ設ケ本校講師講義ノ筆記ヲ

印刷シテ之ヲ頒ツ

第三十九条 種類

講義録ハ第一年度講義録第二年度講義録第三年度講義録ノ三種トス

但第三年度講義録ハ明治二十年九月ヨリ之ヲ出版ス

第四十条 出版日

第一年度講義録ハ毎土曜日ニ発兌シ第二年度講義録ハ毎水曜日ニ之ヲ発兌ス

第四十一条 紙数

講義録ハ都テ一冊ノ紙数九十「ページ」ヲ限リトス

第四十二条 記載事件

講義録ハ講義ヲ記載スルノ外本校ノ記事及広告類ヲ記載スルモノトス

第二款 校外生入学在学規則

第四十三条 通則

何人ニ限ラス本規則ニ従ヒ校外生タラント欲スルモノハ試験ヲ要セス何時ニテモ入学ヲ許ス

第四十四条 教科及修業年限

教科及修業年限ハ校内生ニ準ス

第四十五条 講義録配付

校外生ニハ毎週一回英吉利法律講義録ヲ配付スヘシ

第四十六条 証書

校外生ニシテ就学証書又ハ卒業証書ヲ受ケント欲スルモノハ望ニ依リ試験ノ上之ヲ授与スヘシ

但受験ヲ望ムモノハ其学年ノ終ル前ニ申出ツヘシ

第四十七条 入学手續

校外生タラント欲スルモノハ其氏名族籍住所年齢ヲ記シタル入学証ニ束脩並ニ一ヶ月分月謝ヲ添ヘ申込ムヘシ

第四十八条 入学証

校外生入学証雛形(用紙美濃紙)

校外生第 年級入学証

私義今般貴校へ入学御許可相成候上ハ在学中御規則堅ク相守可申候仍テ証書如斯候也

年 月 日

宿所族籍

姓 名 年 齡

英吉利法律学校御中

第四十九条 束脩

校外生ハ束脩金五十錢ヲ納ムヘシ

第五十条 月謝

校外生ハ毎月翌月分ノ月謝金七十錢ヲ前納スヘシ  
但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ見合スヘシ

第五十一条 増金

将来印刷費逓送費等増加スルトキハ予メ通知シテ相当ノ増金ヲ納メシムルコトアルヘシ

第五十二条 月謝金不返付

既ニ受領シタル月謝金ハ仮令本人ノ都合ニヨリテ退学スト雖モ

之ヲ返付セス

### 第五十三条 住所通知

住所ヲ転シ又ハ氏名ヲ改称スル者ハ速ニ本校講義録掛へ通知スヘシ

### 第五十四条 月謝金遅滞

月謝金不納ニケ月以上ニ及フトキハ退校生ト看做スヘシ故ニ再ヒ送本ヲ請フモノハ更ニ入学ノ手續ヲ為サシムヘシ

### 第五十五条 月謝金送付手續

月謝金ヲ為替トシテ送致スルモノハ東京神田区錦町二丁目二番地英吉利法律学校会計岡山兼吉へ宛東京神田郵便局へ向ケ振込ムヘシ

### 第五十六条 同上

月謝金ハ郵便切手ヲ以テ納付スルコトヲ禁ス  
通運会社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配達料一銭ヲ添へ払込ムヘシ

### 第三款 校外生質問規則

#### 第五十七条 通則

本校々外生ハ講義録ニ登載スル諸課目ニ限り疑問アル片ハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問ハ一切答案ヲ付セサルモノトス

#### 第五十八条 質問信書

質問信書ニハ講義録ノ号数（合本ニ為シタルタメ号数ノ見出し難キトキハ此限ニアラス）課目丁数ヲ示シ疑問ノ要点ヲ明瞭ニ記載スヘシ

### 第五十九条 答案

凡ソ質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ

#### 第六十条 問答記載

質問及答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登録スヘシ

#### 第六十一条 質問信書名宛

質問信書ハ本校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

#### 校外生附則

##### 第一条

入校以前ノ講義録ヲ購求セント欲スルモノニシテ一ヶ月分以上ヲ購読スルモノハ一冊金拾銭宛ノ割ヲ以テ払下クベシ

##### 第二条

各級ヲ兼脩スルハ妨ケナシト雖モ各級毎ニ更ニ入学証書ヲ差出スベシ

但東脩ヲ要セス

##### 第三条

為換券ニテ月謝払込ノ節ハ其証券落手次第講義録ハ發送スルモノ月謝領収証ハ為換金請取済ノ上ニテ送付スルモノトス

##### 第四条

講義録ハ期日ニ必ス發兌スヘキニ付其到着スヘキ当日ヨリ起算シ一週間ニ及フモ尚到達セサルトキハ其旨本校講義録掛へ届出ツヘシ

第五條

校外生ノ本校ニ対スル書信ハ都テ何年級校外生ト記載スベシ

第八章 書庫規則

第一款 閱覽室規則

第六十二條 通則

本校書庫ニ貯藏スル原書和書訳書類ハ閱覽室内ニ於テ講師校友  
学生及事務員ノ閱覽ヲ許ス

第六十三條 通則

図書掛並ニ講師ノ外書庫ニ入り図書ヲ検索シ若クハ之ヲ出納ス  
ルヲ許サス

第六十四條 月謝未納ノ学生

学生月謝未納ノ間ハ閱覽室ニ入ルコトヲ許サス

第六十五條 退職事務員

本校ノ職員滿二ケ年以上從職シタル者ハ退職後閱覽室ノ図書ヲ  
閱覽スルコトヲ許ス

第六十六條 閱覽票

校友及退職事務員ニシテ本校閱覽室ノ図書ヲ閱覽セント欲スル  
モノハ予メ本校事務所ニ於テ閱覽票ヲ申受ケ入室ノ際之ヲ携持  
スヘシ

第六十七條 借受手續

凡テ閱覽者ハ図書掛ヨリ定式ノ借覽証書ヲ受取り之ニ指定ノ記  
入ヲ為シ差出スヘシ

第六十八條 借覽冊數

閱覽者ハ一時ニ三冊ヲ限リ借覽スルコトヲ許ス但講師ハ此限ニ

非ス

第六十九條 書籍返納

閱覽室ヲ立出ツル時ハ必ス書籍ヲ返納ス可シ

第七十條 賠償

借覽ノ書籍ヲ紛失シ又ハ汚損スルトキハ相当ノ償金ヲ差出サシ  
ムヘシ

第七十一條 音読等ノ禁

閱覽室内ニ於テ音読雜誌談喫煙スルコトヲ禁ス

第七十二條 罰則

此規則ヲ犯シタルモノハ事情ニ応シ一ヶ月以内ニ於テ閱覽室ニ  
入ルコトヲ禁ス

第七十三條 閱覽室ノ開閉

閱覽ノ開閉左ノ如シ

自九月十一日 午前七時三十分ニ開キ午後九時ニ閉ツ

至十月卅一日 午前七時三十分ニ開キ午後九時ニ閉ツ

自十一月一日 午前八時ニ開キ午後九時ニ閉ツ

至十二月廿九日 同上

自一月五日 同上

至四月卅日 同上

自五月一日 午前七時三十分ニ開キ午後九時ニ閉ツ

至七月十日 午前七時三十分ニ開キ午後九時ニ閉ツ

自七月十一日 午前七時三十分ニ開キ正午十二時ニ閉

至九月十日 午前七時三十分ニ開キ正午十二時ニ閉

講師ハ参考用ノ為メ七冊ヲ限リ本校ノ図書ヲ借受ケ自宅ニ携帶  
スルコトヲ得

第二款 圖書携出規則

第七十四條 講師

講師ハ参考用ノ為メ七冊ヲ限リ本校ノ図書ヲ借受ケ自宅ニ携帶  
スルコトヲ得

第七十五条 借受手續

前条ニ於テ図書ヲ携出セント欲スルモノハ図書掛ニ就キ貸附簿ニ記名捺印シ幹事ノ検印ヲ受クヘシ

第七十六条 借受制限

書庫ニ一冊限り保存スル書籍ヲ携出スルモノハ可成速ニ返納スルコトヲ要ス

第七十七条 事務員携出

事務員ハ特ニ幹事ノ許可ヲ受クルニアラサレハ書庫ノ図書ヲ携出スルコトヲ許サス

第七十八条 返納

凡テ携出シタル図書ハ毎年七月一日ヨリ同十五日マテニ悉ク返納ス可シ若シ之ヲ返納セサル者ハ紛失者ト看做シ相当ノ代価ヲ徴収ス可シ

第三款 第二教科書貸与規則<sup>(科)</sup>

第七十九条 教場携帯

第二科学生ハ受業ノ為メ書籍ヲ借受ケ教場ニ携帯スルコトヲ許ス但受業了リシ後ハ図書掛ニ返納ス可シ

第八十条 自宅携帯

第二科ノ教科書ハ本校蓄蔵ノ多寡ニ依リ自宅ニ携帯スルコトヲ許ス事アル可シ但携帯ヲ望ム者ハ相当ノ保証金ヲ差出サシムル者トス

英吉利法律学校附則

校内生月謝納付手續

第一条

凡ソ月謝金ハ翌月分ヲ前月ノ末日迄ニ會計掛へ差出スヘシ

第二条

月謝金ヲ納付スル者ハ會計掛ヨリ金員ト引替ヘニ聴講券ヲ受取ルヘシ

第三条

既ニ納付シタル一ヶ月分ノ月謝ハ中途退学スルト雖モ之ヲ返付セス

教場心得

第一条

教場ニ出席スル者ハ必ス聴講券ヲ携帯スヘシ聴講券ヲ持タサル者ハ教務掛ヨリ退場ヲ命スヘシ

第二条

教場ニ於テハ専ラ静肅ヲ旨トシ講師ニ恭順ナルヘシ

第三条

教場ニ於テ雑談スルコトヲ禁ス

第四条

教場ニ於テ喫煙スルコトヲ禁ス

第五条

凡ソ教場ノ器物ヲ汚損スル者ハ相当ノ償金ヲ差出サシム

事務章程

第一章 職員



第一条

英吉利法律学校ニ事務所ヲ設ケ左ノ職員ヲ置キ本校一切ノ事務ヲ取扱ハシム

一 校長 一人

校務ヲ総理ス

一 幹事 一人

旨ヲ校長ニ享ケ事務員ヲ指揮ス

一 會計掛 二人

本校金銭出納ニ関スル一切ノ事務ヲ処弁ス

一 教務掛 二人

本校学生ノ勤惰教務上ノ対応校外生ノ進退其他教務ニ

関スル一切ノ事ヲ処弁ス

一 講義録掛 四人

講義録ノ発送讓渡ヲ掌ル

一 編輯掛 六人

講師ノ講義ヲ筆記シ講義録編輯出版ノ事ヲ掌ル

一 図書掛 一人

図書ノ出納ヲ掌リ図書ニ関スル一切ノ帳簿ヲ保管ス

一 校丁 若干名

校舎ノ洒掃其他ノ賤務ニ従事ス

第二章

第二条

職員ハ毎日午後一時ヨリ出勤シ午後六時ニ退出ス

但図書掛ハ図書規則ニ従ヒ閲覧室開場ノ前三十分ニ出勤シ閉

場後三十分ニ退出スル者トス

第三条

宿直ハ午前七時ニ出勤シ翌日午前七時次宿直ノ者ト交代ス

第四条

宿直ハ其当番中事務所一切ノ事務ヲ代弁シ出務事間<sup>ついで</sup>ニ至リ之ヲ各掛員ニ引渡スヘシ但其当番ノ所為ハ自ラ其責ニ任スル者トス

明治二十年三月

英吉利法律学校規則畢

講師姓名

法 学 士	山 田 喜之助
法 学 士	土 方 寧
法 学 士	奥 田 義 人
法 学 士	岡 山 兼 吉
法 学 士	菊 池 武 夫
米 国 法 律 学 士	松 野 貞 一 郎
法 学 士	元 田 肇
法 学 士	波 谷 健 爾
法 学 士	大 谷 木 備 一 郎
法 学 士	高 橋 捨 六
法 学 士	増 島 六 一 郎
法 学 士	藤 田 隆 三 郎
法 学 士	高 橋 健 三
ばりすとの	岡 村 輝 彦

職員姓名

同	教務掛	同	會計掛	校長	ばりすとする	米國法律学士	博言学士	法科大学卒業生	法科大学卒業生	文 学 士	ばりすとする	米國法律学士	米國法律学士	法 学 士	法 学 士	法 学 士	法 学 士	法 学 士	伊藤悌治			
横井	森脇	富永	柏木	増島	寺島	中村	リッチフィールド	シドモール	イーストレーキ	中橋	三阪	工藤	戸水	植村	坪井	東三	金子	小村	江木	関直彦	馬場	伊藤
井	脇	永	木	島	島	村	フィールド	モール	トレーキ	橋	阪	藤	水	村	井	三	子	村	木	直彦	場	藤
太郎	篤	綏	斧	六	直	元				德	繁	則	寛	俊	九	公	堅	寿	衷	彦	治	悌
		吉	弥	郎		嘉				五	人	勝	平	平	馬	恭	太	太郎				治

(下札)

明治十九年卒業生姓名		講義録掛	山田嘉生
長崎県士族	山口正毅	同	前川孫六
埼玉県平民	石山弥平	同	秋山喜八郎
長野県平民	畔上啓策	同	安藤悦藏
広島県士族	古屋市之助	編輯掛	田中恒馬
		同	山口正毅
		同	畔上啓策
		同	石山弥平
		圖書掛	西川弥門太

○入学試験科目

第一科(邦語科)

一 国語(漢字交リ邦文) 二 漢文(講読白文) 三 数学(四則、  
分数、比例) 四 地理 五 歴史

第二科(原書科)

第一科々目ノ外ニ左ノ英語学ヲ試験ス

作文

英語

素読(マコーレー氏ヘスチング伝)  
ギゾー氏文明史  
訳読(スキントン氏万国史)

尋常中学卒業免状ヲ有スルモノニシテ第一科生タラントス  
 ルモノハ試験ヲ經スシテ入学ヲ許ス○右ノ免状ヲ有スルモ  
 ノ□第二科生タラントスルモノハ英語学ノミ試験スヘシ

東京府学務課

御中

別紙

一 司法省下賜金之使用方法

左ノ三項ニ係ル費途ニ充ツル外他ノ費途ニハ使用不致候

一 書籍購入

一 外国教師報酬

一 原書翻刻費

一 教場ト生徒トノ割合

教場ハ目下増築中ニ有之但現今ノ教場ト雖モ生徒授業時間

ニ異同有之同時ニ悉皆入場候儀ニモ無之ニ付右増築落成マ

デ稍狭隘ナルモ各教場相待テ其用ニ格別ノ差支ハ無之候

一 体操科

右ハ不日設置候筈ニテ即今専ラ準備中ニ有之候

一 入学試験課目中数学ノ程度

右ハ法科大学ヨリノ指令ニ拠リ設定セシモノニ有之但尚御

指揮ニ因テハ相当ニ程度ヲ高クスルモ差支無之候

一 各学課ノ一週授業時間ハ別紙之通ニ有之候

一 生徒ノ員数

先般差出候書面上ノ員数内外生員合計千七百三拾八人ハ悉

皆現員ニシテ其外本校在籍ノ生員ハ無之候

一 校外生ノ名称

右ハ通信生或ハ校友等ニ相改候歟又ハ御指揮ニ拠リ適応ノ

改称致シ候テ差支無之候

英吉利法律学校

一 司法省下賜金ノ使用方法ハ如何

一 教場ト生徒トノ割合ハ一坪ニ付六人五分強ニシテ教場狭キニ

過クルハ如何

一 体操科ヲ置カサルハ如何

一 入学試験課目中数学ノ程度低キハ如何

一 各学科ノ一週授業時数ハ如何

一 生徒ノ数ハ定員カ將現員カ

一 校外生ノ名称ハ変更セシメテハ如何

左項ハ府庁ノ意見ヲ要ス

一 タヒ認メラレタル私立学校中ニ不完備ナル某学科ヲ置キ若

クハ従来ノ学科ヲ改更スルトキハ如何

一 該学校ノ徴兵逃レ場トナルノ弊ヲ生スル恐レアリ是等ノ取締

方法ハ如何

一 生徒ノ増減学校ノ盛衰ヨリ其他該学校平素ノ監督ハ如何

(欄外注記)  
 過日差出候弁明書今一通御入用之趣了承即チ別紙耆通御回送候  
 也

英吉利法律学校回

本校各学科授業時間

第一科

第一年級

一親族法	毎週一時
一代理法	同
一動産委托法	同
一法学通論	毎週二時
一契約法	毎週三時
一私犯法	毎週一時
一日本刑法	毎週三時
一英国刑法	毎週一時
一英語学	毎週十二時

第二年級

一売買法	毎週一時
一動産法	同
一不動産法	同
一会社法	同
一証拠法	毎週二時
一治罪法	同
一訴訟法	隔週一時
一商船法	毎週一時
一判決例	毎週二時
一擬律擬判	毎週一時

一財産法 隔週一時

一米国法律 毎週一時

一訴訟演習 同

一英語学 毎週十二時

第三年級

一保險法 毎週一時

一破産法 同

一訴訟法 隔週一時

一羅馬法 毎週一時

一衡平法 同

一法理学(沿革法理  
分析法理) 隔週一時  
毎週一時

一擬律擬判 毎週一時

一国際公法 同

一国際私法 同

一判決例 同

一憲法 同

一財産法 毎週一時

一差押法 毎週一時

一訴訟演習 同

一英羅兩法異同弁 同

一英語学 毎週十二時

第一科

第一年級

テリー氏	法律原論	毎週一時
アンソン氏	契約法	同
アンダーヒル氏	私犯法	同
ケント氏	親族法	同
ストリー氏	代理法	毎週二時
ボロツク氏	組合法	毎週一時
ストリー氏	不動産委託法	毎週二時
日本刑法		毎週三時
ホーエル氏	論理学	毎週一時
ハリス氏	英国刑法	同

第二年級

ベンジャミン氏	売買法	毎週二時
ウイリアム氏	動産法	毎週一時
パウエル氏	証拠法	毎週一時
ケント氏	会社法	同
チャーマルス氏	流通証書法	同
オリバー氏	商船法	同

スミス氏	訴訟法	同
一治罪法		毎週二時
擬律擬判		同
一判決例		同
アンソン氏	契約法	毎週二時
アンダーヒル氏	私犯法	毎週一時
ストリー氏	代理法	毎週二時
日本刑法		同
米国法律		毎週一時
ポロツク	契約法	毎週一時

(欄外注記1)

「乙二八一七」十一月一日收受

〔明治二十年特別認可学校書類 学務課〕

616 B5 7